

# 第66回弟子屈町総合文化祭

展示部門／公民館 10月17日(土)～11月1日(日) 9時～18時30分 各最終日は16時まで

日程	場所	団体名
10月17日(土)～10月18日(日)	研修室	華道正光未生流、池坊リラの会
10月17日(土)～10月22日(木)	1階ロビー	グループホームあったか家、グループホーム家路、デイケアセンターたこ八
	2階ロビー	弟子屈点訳の会、弟子屈町屈斜路古丹アイヌ文化保存会
10月20日(火)～10月25日(日)	講堂	香墨弟子屈習字勉強会、絵手紙摩周湖、弟子屈短歌会、摩周フラワーマスター協会、摩周多夢窯、弟子屈郵便局
10月21日(水)～10月25日(日)	研修室	摩周焼陶芸教室
10月24日(土)～10月29日(木)	1階ロビー	弟子屈養護老人ホーム倅和園、弟子屈町老人デイサービスセンター
	2階ロビー	てつなぎ工房、ビタミン教室、個人展
10月27日(火)～11月1日(日)	研修室	おひさま保育園
	講堂	手編サークル、木綿美キルトグループ、創作人形YOUの会、アートフラワー・ガレット同好会、きずなのなかま達、ステンシルポタニカルアソシエーション

芸能部門／摩周観光文化センターアリーナ 10月25日(日) 10時開会

団体名
<b>午前の部</b> 弟子屈小学校吹奏楽少年団、弟子屈中学校吹奏楽部、弟子屈高等学校吹奏楽部、奥春別小学校(鎧別獅子舞)、弟子屈音頭・月の摩周保存部、山田流琴千会、舞踊華、リコーダーを楽しむ会、しらかば合唱会、美留和フラダンス同好会 <b>午後の部</b> 川湯ばやし保存会、川湯中学校川湯ばやし同好会、弟子屈町屈斜路古丹アイヌ文化保存会、生田流琴友会、ヤマハ音楽教室弟子屈教室、聖月流吟剣詩舞川湯支部、日本民謡三絃渡邊孝帆会、川湯わんぱくダンスクラブ、I & Mパトンスタジオ、東北北海道岳風会北釧路支部、弟子屈摩周湖民謡会、摩周丘幼稚園、摩周さくら歌謡教室、パトントワラー弟子屈教室、弟子屈音頭(摩周丘幼稚園・おひさま保育園、会場の皆さん)

茶道部門(表千家三翠会)／摩周観光文化センターロビー 10月25日(日) 10時～14時(なくなり次第終了)

問い合わせ先／町教育委員会社会教育課社会教育係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 8 (課直通)

## 養護老人ホーム倅和園の臨時職員を募集

町では、町立弟子屈養護老人ホーム倅和園の臨時職員を募集します。

- ▶ 職種／支援員(介護員)・介護助手
- ▶ 業務内容／介護業務全般
- ▶ 申し込み資格など／実務経験者、または介護に熱意のある方(資格のない方でも応募できます)
- ▶ 採用予定数／1人
- ▶ 雇用期間／10月下旬～平成28年3月末
- ▶ 雇用条件
  - 町内在住の方、または町内に居住可能な方
  - 賃金／日額6,070～7,240円程度(保有資格などにより異なります)
  - 夜勤、変則勤務あり
  - その他勤務条件などは町職員に準じます。
- ▶ 申し込み方法／履歴書(写真貼付)1通と、資格をお持ちの方は資格証明書の写しを提出してください。
- ▶ 申込期限／10月15日(木)(受付時間／土・日曜日、祝日を除く 8時45分～17時30分)

申し込み・問い合わせ先／弟子屈養護老人ホーム倅和園 ☎ 4 8 2 - 2 1 3 4

## 連携強化で教育・文化の一層の振興を 第1回総合教育会議を開催

第1回総合教育会議が8月31日、町公民館で開催されました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正・施行され、全ての市町村に「総合教育会議」の設置が義務付けられたことによるものです。

▼法律改正の目的  
 ●教育の政治的中立性・継続性・安定性の確保。  
 ●地方教育行政における責任の明確化。



活発な議論が交わされた教育会議

●迅速な危機管理体制の構築。  
 ●首長と教育委員会との連携

強化。  
 ●地方に対する国の関与の見直し。

町でも、徳永町長と5人の教育委員を構成員として総合教育会議を設置しました。

▼教育委員  
 ●委員長 小澤 重 氏  
 ●職務代理 榎本 悦子 氏  
 ●委員 菅原 誓之 氏  
 ●委員 金井 秀明 氏  
 ●教育長 小林 俊夫 氏

初めに徳永町長が「本町では教育行政での連携が図られており、これまでどおりやっていきたい」とあいさつ。小澤教育委員長は「町長とともに議論を深め、より安全で充実した学校教育・社会教育の実現のため努力していきたい」と抱負を述べました。

議題では、会議の名称や招集・運営方法、議事録の取り扱いなどを定めた運営細則を原案のとおり決定。今年度の会議は概ね3回とし、法律に基づく「教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱」と「弟子屈町いじめ防止

基本方針」を今年度中に策定することを決めました。また、教育に関する重点施策の検討と協議を、12月ころに行うこととしました。

さらに、いじめなど児童・生徒の安全に関する緊急的な事業が発生した場合には、教育委員会が対応した後、必要に応じて会議を開催することなどを確認しました。

各委員からは、いじめに関して「民生委員児童委員など民間との連携をさらに深めて、子どもたちにとって安心・安全なマチにするべき」、今後に関しては「社会に出ていける子どもを育成することができるマチに」「町外に出ても弟子屈に帰って来られる土壌をつくる必要がある」「クマとの遭遇を回避する方法など、本町独自の教育に取り組んでほしい」などの意見が出されました。

会議の結果は、町公式ウェブサイトでのお知らせします。□問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)まで。

## 水道料金の助成を行っています

町では町内在住の高齢者世帯など、次の対象世帯の方に水道料金の一部助成を行っています。

対象世帯に該当する方で、助成を希望される場合はお申し出ください。

昨年度この助成金を受給している方は、世帯状況に変動がない限り自動的に継続しますので、あらためて申請する必要はありません。

▶対象世帯／本町に住民登録をし、水道料を納付している世帯で次のいずれかに該当する世帯。ただし、生活保護法による生活扶助を受けている世帯を除きます。

- ①身体障害者等世帯／身体障害者手帳(1級または2級)、療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方のいる世帯。
- ②ひとり親世帯(平成26年10月から父子家庭も対象となりました)／配偶者のいない方が18歳未満の子を扶養している世帯。
- ③高齢者世帯／70歳以上の方のみの世帯(夫婦の場合は一方が70歳以上でその配偶者が65歳以上の世帯を含む)・70歳以上の方と18歳未満の子や孫などのみの世帯。

▶助成金額／月額300円(年額3,600円)

※年度途中から対象世帯に該当となった場合は、その月から助成します。

▶申請方法／平成28年2月29日(月)までに、印鑑と振込先口座番号が分かるものをご持参の上、役場福祉こども課または川湯支所までお越しください。(来庁が困難な場合は電話連絡でも構いません)

問い合わせ先／役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)